

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日  
たるときは、そ  
の翌日)

## 訓 令

### 鳥取県訓令第四号

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和三十九年七月鳥取県訓令第十号)の一部を次のように改正する。

別表の八の項中「白衣」を「白衣」

に改め、同表の九の二の項中

作業服(ズボン)	二	三六	☒一〇のうち
盛夏シャツ	二	三六	☒二のとおり
盛夏ズボン	二	三六	☒一〇のうち

### 目 次

- ◇訓 令 現業職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令
- ◇告 示 字の区域の新設等
- 土地改良法による換地処分
- 保安林予定森林
- 解除予定の保安林
- 林業種苗法による生産事業者の登録の失効
- 特用樹母樹林の指定
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇公委告示 風俗営業等取締法による聴聞
- ◇公 告 農業改良普及員資格試験等の合格者
- 宅地建物取引主任者資格試験の合格者

作業服(夏上衣)  
作業服(ズボン)  
盛夏シャツ  
盛夏ズボン  
夏スカート  
四角布  
のズボンのとおり

作業服(夏上衣)	二	二四	図一二のうちの夏上
作業服(ズボン)	二	三六	図一〇のうちのズボ
盛夏シャツ	二	三六	図二のとおり
盛夏ズボン	二	三六	図一〇のうちのズボ
夏スカート	二	四八	図一三のとおり
四角布	二	二四	
のズボンのとおり	一	一一	
ゴム製手袋		一一	

衣のとおり  
ンのとおり  
ンのとおり

に改め、同表の一一の項中「舗装の補修の業務に従事する職

員に限る。」を削り、同表の一三の項及び一四の項中「調理士」を「調理師」に改め、同表の二二の二の項中「農林部」を「農林水産部」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十四年十一月二十日から施行する。

鳥取県訓令第五号

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正す

る訓令を次のように定める。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程の一部を改正する訓令

現業職員以外の職員の被服の交付及び使用に関する規程(昭和四十三年五月鳥取県訓令第五号)の一部を次のように改正する。  
別表の水産課の項の五中「建設係」を「漁場整備係」に改め、同項の次に漁港課の項として次のように加える。

課 建設係の職員のうち常時現地で業務に従事する	作業服(上衣)	一	三六	図一のうちの上衣のとおり
漁 職員	作業服(ズボン)	一	三六	図一のうちのズボンのとおり

別表の整肢学園の項の八の次に九として次のように加える。

九 衛生技師の職務に従事する職員	白衣	二	二四	
------------------	----	---	----	--

別表の工業試験場の項の四中

作業服(ズボン)	二	四八	図一のうち
----------	---	----	-------

のズボンのとおり	作業服(ズボン)	二	四八
	安全靴	一	三六
	ゴム製半長靴	一	三六

を、

に改め、同表の林業試験場の項中「及び造林科」を「造林科

及び育種科」に改め、同表の土木出張所の項の次に中国横断自動車道用地事務所の項として次のように加える。

中国横断自動車道用地事務所	用地事務所の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	二	六〇	図一のうちの上衣のとおり
		作業服(ズボン)	二	六〇	図一のうちのスボンのとおり
		ヤツケ	一	三六	
		安全靴	一	三六	
		ゴム製半長靴	一	三六	

別表の都市開発事務所等の項の次に鳥取港湾事務所の項として次のように加える。

鳥取港湾事務所	港湾事務所の職員のうち常時現地で業務に従事する職員	作業服(上衣)	二	六〇	図一のうちの上衣のとおり
		作業服(ズボン)	二	六〇	図一のうちのスボンのとおり
		ヤツケ	一	三六	
		安全靴	一	三六	
		ゴム製半長靴	一	三六	

附 則

この訓令は、昭和五十四年十一月二十日から施行する。

告 示

鳥取県告示第千十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による舎人地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和五十四年二月一日現在の地番による。)
大字方地字土穴	大字野方字土穴のうち八二から八八まで、九五から九七まで、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四から九八までと一体をなす国有地の一部以外の区域

<p>大字方地字柳</p>	<p>大字野方字柳一二四の二、一二四の三、一二四の五及び一二四の六の一部</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年二月一日現在の地番による。）</p>
<p>大字北福字岩谷</p>	<p>大字北福字岩谷のうち一一の内第一、一一の三、一一の四、一八の二、二〇の一、二〇の内第一、二〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の一、一一の内第一、一一の四、一八の一、一九及び二〇の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字北福 字有間田</p>	<p>大字北福字有間田のうち二六の一部及び二七の一部並びに二六の一及び二七と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北福字岩谷一一の内第一、一一の三、一一の四、一八の二、二〇の一、二〇の内第一、二〇の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の一、一一の内第一、一一の四、一八の一、一九及び二〇の二と一体をなす国有地、大字北福字豊王のうち二五の二の一部以外の区域、大字北福字林ノ前五〇の一の一部、五〇の二の一部、五一及び五二の一部並びに四四及び五〇の二と一体をなす国有地の一部、大字漆原字今瀧二六の一部及び二七の一部並びに二五の一、二六及び二七と一体をなす国有地の一部並びに大字漆原字二ノ今瀧四九の一部、五三の一部、五四の一部並びに四九、</p>

<p>大字北福 字林ノ前</p>	<p>五〇、五三から五六まで及び五六の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字北福 字熊田</p>	<p>大字北福字林ノ前のうち五〇の一の一部、五〇の二の一部、五一、五二の一部、五四の一の一部、五四の三の一部、五四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四四及び五〇の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北福字有間田二七の一部並びに二六の一及び二七と一体をなす国有地の一部、大字北福字熊田五七、五九の一、五九の二の一部、五九の三、六〇の一の一部、六〇の二、六〇の三の一部、六一、六二、六三の一から六三の三まで、六四の一、六四の三、六七の二から六七の五まで及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字北福字丁田一一五の一の一部、大字漆原字二ノ今瀧五六の一と一体をなす国有地の一部、大字漆原字三ノ今瀧六六の二の一部、六六の三、六六の四、六七の三の一部、六七の四及びこれらと一体をなす国有地並びに大字漆原字田元七二の一から七二の三まで一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七一の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字北福字丁田</p>	<p>大字北福字熊田のうち五七、五九の一から五九の三まで、六〇の一から六〇の三まで、六一、六二、六三の一から六三の三まで、六四の一、六四の三、六七の二から六七の五まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字北福字大田</p>	<p>大字北福 字庄司田</p>	
<p>大字北福字大田のうち二六一の一部、二六四の一部、二六四の二の一部、二六五の一部、二六六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北福字庄司田一六八の一部、一六九の一部及びこれらと一体をなす国有地並び</p>	<p>大字北福字庄司田のうち一五九の一部、一六〇の二の一部、一六六の一部、一六八の一部、一六八の二の一部、一六九の一部、一七〇の一部、一七一、一七二の二の一部、一七五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六四、一七三及び一七四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北福字丁田二二の一部、一二二の一、一二二の内第一の一部、一二二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字北福字二ノ芦垣二七四の二の一部及び二七六の三並びに大字漆原字田元七三の二の一部、七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>一二二の一部、一二二の二、一二二の内第一、一二二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二二〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北福字熊田六〇の二の一部及び六〇の二と一体をなす国有地の一部、大字北福字庄司田一六六の一部、一七〇の一部、一七一、一七二の二の一部、一七五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字漆原字田元七三の二の一部、七三の三の一部、七三の二の一部、七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七三の三と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字北福 字宮ノ越</p>	<p>大字北福 字二ノ芦垣</p>	<p>大字北福字角田</p>
<p>大字北福字宮ノ越のうち三一一の二及び三一一の三並びに三〇二、三一一の一及び三一一の二と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字北福字二ノ芦垣のうち二七三の三、二七四の二、二七六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字北福字角田のうち三一二の一部、三二七の一部、三一八の一部及び三一二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北福字二ノ大田の全域、大字北福字庄司田一五九の一部、一六〇の二の一部、一六八の一部、一六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北福字大田二六一の一部、二六四の二の一部、二六四の二の一部、二六五の一部、二六六及びこれらと一体をなす国有地、大字北福字二ノ芦垣二七三の三、二七四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北福字宮ノ越三〇二及び三一一の二と一体をなす国有地の一部並びに大字北福字柿ヶ坪三二二から三二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字漆原字今瀧</p> <p>大字漆原字今瀧のうち二六の一部、二七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五の一及び二七と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北福字醫王二五の二の一部、大字北福字有間田二六の一部及び二七と一体をなす国有地の一部、大字北福字林ノ前五四の一の一部及び五四の三の一部、大字漆原字二ノ今瀧四八、四九の一部、五〇から五二まで、五三の一部、五四の一部、五五、五六、五六の一、五七、五八及びこれらと一体をなす国有地並びに五六及び五六の一と一体をなす国有地の一部、大字漆原字三ノ今瀧六二、六二の一、六三の一、六三の二、六四、六五の一部、六七の二の一部、六八の一部、六九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字漆原字田元七九の三及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字漆原 字二ノ今瀧</p> <p>大字漆原字二ノ今瀧のうち四八から五六まで、五六の一、五七、五八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字漆原字三ノ今瀧六〇、六一及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字漆原字田元</p> <p>大字漆原字田元のうち七二の一から七二の三までの一部、七三の一から七三の三までの一部、七九の三及びこれらと一体をなす国有地並びに七二の一、七二の二、七二の三、七三の一及び七三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北福字林ノ前五四の一の一部、五四の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北福字熊田五九の二の</p>
<p>大字漆原 字二ノ笹ナギ</p> <p>一部、六〇の三の一部及び五九の二と一体をなす国有地の一部、大字北福字丁田二〇の一部、一二二の内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに一二二の一と一体をなす国有地の一部並びに大字漆原字三ノ今瀧六五の一部、六五の一、六六の一、六六の二の一部、六七の一、六七の二の一部、六七の三の一部、六八の一部、六九の一部、七〇及びこれらと一体をなす国有地並びに六四及び六五と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字漆原 字二ノ笹ナギ</p> <p>大字北福字角田三二二の一部、三二七の一部及び三二八の一部、大字北福字柿ヶ坪三二三の一部、三二五の一部、三二八の一部、三二九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二五と一体をなす国有地の一部、大字北福字北山のうち三三七の三及び三三七の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北福字二ノ北山三三九、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字漆原字二ノ笹ナギ四一七の一部、四一七の三の一部、四一八、四一九、四一九の一、四二〇の二の一部、四二一の二の一部、四二二の二の一部、四二三の二の一部、四二四の一部、四二五の一部、四二六、四二六の一、四二七の一部、四二八から四三〇まで及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字漆原 字笹ナギ</p> <p>大字漆原字笹ナギのうち四〇六の一部、四〇七、四〇八の一部、四〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北福字宮ノ越三一の一の二及び三一の一の三並びに三一の一及び三一の一の二と一体をなす国有地</p>

<p>大字漆原 字二ノ厚垣</p>	<p>大字漆原字二ノ厚垣のうち三六五の三、三七四の二、三七六の二、三八六の二、三九二の四、四〇二の二及び四〇三の二並びに三七六の二及び三九二の四と一体をなす国有地以外の区域、大字漆原字笹ナギ四〇六の一部、四〇七の一部、四〇八の一部、四〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方地字アツ垣六七一から六七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字漆原 字二ノ堀田</p>	<p>大字漆原字二ノ堀田のうち二二九の一、二二九の四、二四〇の一部、二四一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二三八の一と一体をなす国有地以外の区域並びに大字漆原字前田一五六の一の一部及び一五六の一と一体をなす国有地</p>
<p>大字漆原字前田</p>	<p>大字漆原字前田のうち一五六の一の一部及び一五六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字漆原字二ノ堀田二四〇の一部、二四一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二三八の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字漆原 字二ノ堀田</p>	<p>大字漆原字二ノ堀田のうち二二九の一、二二九の四、二四〇の一部、二四一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二三八の一と一体をなす国有地以外の区域並びに大字漆原字前田一五六の一の一部及び一五六の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字漆原 字宮ノ前</p>	<p>大字漆原字宮ノ前の全域、大字漆原字厚垣三五五、三五六の一の一部、三六三の一の一部、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字漆原字二ノ厚垣三七四の二、三七六の二、三八六の二の一部及び三七六の二と一体をなす国有地並びに大字方地字竹ノ下六二六の四及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字漆原 字小清水</p>	<p>大字漆原字小清水のうち六九四の一の一部、六九四の二の一部、六九六の一の一部、六九六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六九六の一及び六九七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字北福字二ノ北山のうち</p>
<p>大字漆原 字宮ノ前</p>	<p>大字漆原字宮ノ前の全域、大字漆原字厚垣三五五、三五六の一の一部、三六三の一の一部、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字漆原字二ノ厚垣三七四の二、三七六の二、三八六の二の一部及び三七六の二と一体をなす国有地並びに大字方地字竹ノ下六二六の四及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字漆原 字二ノ堀田</p>	<p>大字漆原字二ノ堀田のうち二二九の一、二二九の四、二四〇の一部、二四一の三及びこれらと一体をなす国有地並びに二三八の一と一体をなす国有地以外の区域並びに大字漆原字前田一五六の一の一部及び一五六の一と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大字方地 字アツ垣</p>	<p>大字方地 字ゴフロ</p>	<p>三三九、三四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字漆原字二ノ笹ナギ四二二の一の一部、四二三の一の一部、四二三の二の一部、四二四の一部、四二五の一部、四二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字方地字ゴフロ六八八の七の一部及び六八八の七と一体をなす国有地の一部並びに大字方地字曲り田七七二の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字方地字アツ垣のうち六五九の一部、六六一から六六四までの一部、六六五の一の一部、六七一から六七三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字漆原字厚垣三六三の一の一部、三六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字漆原字二ノ厚垣三六五の三、大字漆</p>	<p>大字方地字ゴフロ六八四の一の一部、六八四の二の一部、六八五の一の一部、六八五の二、六八六、六八七の一部、六八八の一から六八八の四まで、六八八の五から六八八の七までの一部、六八八の八、六八八の九、六八八の一〇の一部、六八八の一の一部、六八九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字方地字小清水六九四の一の一部、六九六の一の一部、六九六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六九六の一及び六九七の一と一体をなす国有地の一部並びに大字方地字曲り田七七二の一の一部、七七二の四、七七二の七及びこれらと一体をなす国有地並びに七七二の一及び七七二の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>原字笠ナギ四〇七の一部、四〇八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方地字ゴフロ六七六の一から六七六の四まで、六七七、六七八から六八〇までの一部、六八七の一部、六八九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字方地 字二ノ小林</p>	<p>大字方地 字十万寺</p>	<p>大字方地字十万寺のうち六四九の一及び六四九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字方地字アツ垣六五九の一部、六六一から六六四までの一部、六六五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字方地字ゴフロ六七八から六八〇までの一部、六八一の一、六八一の二、六八二の一、六八二の二、六八三の一から六八三の三まで、六八四の一の一部、六八四の二の一部、六八五の一の一部、六八七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方地字曲り田七七二の五、七七二の六、七七三の四、七七七の四、七七八の四、七九〇の四の一部、七九〇の五、七九〇の六及びこれらと一体をなす国有地並びに七七二の一及び七七八の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字方地字二ノ小林のうち一七四の一部、一七五の一部</p>	<p>大字方地字曲り田のうち七七二の一、七七二の四、七七二の五から七七二の七まで、七七三の四、七七七の四、七八の四、七九〇の四から七九〇の六まで及びこれらと一体をなす国有地並びに七七二の一及び七七八の一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字方地字十万寺のうち六四九の一及び六四九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字方地字アツ垣六五九の一部、六六一から六六四までの一部、六六五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字方地字ゴフロ六七八から六八〇までの一部、六八一の一、六八一の二、六八二の一、六八二の二、六八三の一から六八三の三まで、六八四の一の一部、六八四の二の一部、六八五の一の一部、六八七の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方地字曲り田七七二の五、七七二の六、七七三の四、七七七の四、七七八の四、七九〇の四の一部、七九〇の五、七九〇の六及びこれらと一体をなす国有地並びに七七二の一及び七七八の一と一体をなす国有地の一部</p>



<p>大字方地</p> <p>字伊勢ノ尾</p>	<p>及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字漆原字堀田二一八の一部、二一九の一部、二二三の一の一部、二二六の一部、二二七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一七及び二一八と一体をなす国有地の一部、大字方地字伊勢ノ尾一九〇から一九三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方地字竹ノ下六一九から六二二までの一部、六二二、<u>六二三</u>、<u>六二四</u> 合併の一部、六二五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字方地</p> <p>字伊勢ノ尾</p>	<p>大字方地字伊勢ノ尾のうち一八九から一九三までの一部、一九八の一部、一九九の一部、二〇〇、二〇一から二〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字方地字二ノ小林一七四の一部、一七五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方地字竹ノ下六一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字方地</p> <p>字長福</p>	<p>大字方地字長福の全域、大字方地字伊勢ノ尾一八九の一部、一九八の一部、一九九の一部、二〇〇、二〇一から二〇三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方地字アワラ二二七、二二三〇の一、二二三〇の二及び二二三一から二二三三までと一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字方地</p> <p>字アワラ</p>	<p>大字方地字アワラのうち二二七、二二三〇の一、二二三〇の二及び二二三一から二二三三までと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字方地</p> <p>字竹ノ下</p>	<p>大字方地字竹ノ下のうち六一四の一の一部、六一四の二、</p>

<p>大字方地</p> <p>字寺繩手</p>	<p>六一五の一部、六一六の三の一部、六一六の五、六一九から六二一までの一部、六二二、<u>六二三</u>、<u>六二四</u> 合併の一部、六二五の一部、六二六の四、六三一の二、六三一の三の一部、六三二の一の一部、六三二の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字方地字伊勢ノ尾一九三の一部</p>
<p>大字方地</p> <p>字新井</p>	<p>大字方地字寺繩手のうち六三五の一の一部、六三五の二の一部、六三六の一部、六三八の一部、六三九、六四〇の一部、六四四の一部、六四五の一部、六四七の一部、六四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字方地字竹ノ下六一五の一部、六一六の三の一部、六一六の五、六三一の二、六三一の三の一部、六三二の一の一部、六三二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方地字蔵ノ下九一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字方地</p> <p>字清水</p>	<p>大字方地字新井のうち八三二の七から八三一の九まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字方地</p> <p>字田下</p>	<p>大字方地字清水のうち八九五の三の一部及び八九七の四の一部並びに八九五の三、八九七の三及び八九七の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字方地字太田九〇三の一の一部、九〇三の二の一部、九〇五の一の一部、九〇五の二の一部、九〇六の二の一部、九〇七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇七の二、九〇八の二、九〇九、九一〇及び九一一の一と一体をなす国有地の一部、大字方地字田下二〇四二の二の一部、一〇四二の二、</p>

<p>大字方地 字蔵ノ下</p>	<p>大字方地 字太イ田</p>	
<p>大字方地字蔵ノ下のうち九一五の一の一部、九一五の二、</p>	<p>大字方地字太イ田のうち九〇三の一の一部、九〇三の二の一部、九〇五の一の一部、九〇五の二の一部、九〇六の二の一部、九〇七の二の一部、九一一の一部、九一一の一の一部、九一二の一部、九一三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九〇八の二、九〇九及び九一一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字方地字寺繩手六四五の一部、六四七の一部、六四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字方地字曲り田七九〇の四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに六四九の一及び六四九の二と一体をなす国有地の一部、大字方地字新井八三一の七から八三一の九まで及びこれらと一体をなす国有地、大字方地字清水八九七の三及び八九七の四と一体をなす国有地の一部並びに大字方地字蔵ノ下九一五の一の一部、九一五の二、九一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九一四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>一〇四三の二、一〇四六の二、一〇四六の三、一〇四七の一、一〇四七の三、一〇四七の四、一〇四八の一から一〇四八の三まで、一〇四九の一の一部、一〇四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇四一の一及び一〇四一の二と一体をなす国有地の一部並びに大字方地字二ノ清水一〇五四の一、一〇五四の四、一〇五四の五、一〇五六の一、一〇五六の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字白石 字松ノ木</p>	<p>大字方地 字二ノ清水</p>	<p>大字方地字下田</p>
<p>大字白石字松ノ木のうち七四一の一部、七四二の一部及</p>	<p>大字方地字二ノ清水のうち一〇五四の一、一〇五四の四、一〇五四の五、一〇五六の一、一〇五六の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>九一六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九一四と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字方地字竹ノ下六一四の一の一部、六一四の二、六一五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字方地字寺繩手六三五の一の一部、六三五の二の一部、六三六の一部、六三八の一部、六三九、六四〇の一部、六四四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方地字太イ田九一三の一部及びこれと一体をなす国有地</p>

<p>大字白石字沖</p>	<p>大字白石 字二ノ巻本松</p>	<p>大字白石 字巻本松</p>	<p>大字白石</p>
<p>大字白石字沖のうち七七六の二の一部、七七六の二、七七七の二の一部、七七七の二の一部、七七八の一部、七七</p>	<p>大字白石字二ノ巻本松の全域、大字白石字巻本松七六二の一部、七六三の二の一部、七六三の二の一部、七六四の一部、七六五の二の一部、七六五の二、七六六の二の一部、七六六の二、七六六の三の一部、七六七の二の一部、七六七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字白石字沖七七六の二の一部、七六六の二、七六七の二の一部、七七七の二の一部及び七七六の二と一体をなす国有地、大字白石字三ノ机田八六一の二の一部、八六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字白石字机田八六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字野方茅戸四四と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字白石字巻本松のうち七五五の一部、七六二の一部、七六三の二の一部、七六三の二の一部、七六四の一部、七六五の二の一部、七六五の二、七六六の二の一部、七六六の二、七六六の三の一部、七六七の二の一部、七六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字白石字沖ノ木七四一の一部、七四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字白石字沖七七六の二の一部、七七八の一部、七七九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>ひこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字白石字巻本松七六七の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字白石字机田</p> <p>大字白石字沖七七七の二の一部、大字白石字馬淵八三八から八四〇までの二の一部、八四一、八四二、八四三から八四七までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字白石字三ノ机田のうち八五三の一部、八五四の一部、八五六の二の一部、八五九の一部、八六一の二の一部、八六一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字白石字机田のうち八六二の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字白石字二ノ机田八六四の二、八六四の</p>	<p>大字白石 字三ノ岡</p> <p>大字白石字三ノ岡のうち八二一、八二二、八二三から八二五までの二の一部、八二七の一部、八三二の一部、八三二の二の一部、八三三の二の一部、八三三の二、八三四の一部、八三五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字白石字馬淵八三七の一部、八三八の一部、八四三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字白石字三反田八七二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の地域、大字白石字巻本松七五五の一部及びこれと一体をなす国有地、大字白石字三ノ岡八二一、八二二、八二三から八二五までの二の一部、八二七の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字白石字馬淵のうち八三六、八三七、八三八の一部、八三九から八四二まで、八四三から八四七までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字白石字三ノ机田八五三の一部、八五四の一部、八五九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	

<p>大字白石 字三反田</p> <p>二、八六五の二の一部、八六六の二の一部、八六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字野方字茅戸四五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四四、四五の一、四五の二、四七及び五一の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字白石字三ノ岡八三一の一部、八三三の二の一部、八三三の二の一部、八三四の一部、八三五の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字白石字馬淵八三六、八三七から八四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字白石字三ノ机田八五六の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字白石字二ノ机田のうち八六四の一、八六四の二、八六五の二の一部、八六五の二、八六六の二の一部、八六六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字白石字三反田のうち八七二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字野方字茅戸五一の三、五二の二、六〇の二、六一の二及び六二と一体をなす国有地の一部、大字野方字九文田八一の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字野方字土穴八二の二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字野方 字九文田</p> <p>大字野方字九文田のうち八一の二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字野方字土穴八二の二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字野方字中坪一〇五から一〇八までの一部、一〇九、一一〇及びこれらと一体をなす国有地、大字野方字柳一一一から一二三まで、一一四の一、一一四の二、一一五、一一六の一、一一六の二、一一七の二の一部、一一七の二の一部、一一九の二の一部、一二〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七の二、一一九の二及び一二〇の二と一体をなす国有地の一部並びに大字野方字五久二四〇の二の一部、一四一の二の一部、一四一の二、一四二の二、一四二の二、一四五の二の一部、一四六の二の一部、一四六の三及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字野方字中坪</p> <p>大字白石字三ノ岡八三二の二の一部、八三三の二の一部、八三三の二の一部及び八三四の一部並びに八三二及び八三三の二と一体をなす国有地の一部、大字野方字土穴八二の二の一部、八三から八八まで、九五から九七まで、一〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八四から八八までと一体をなす国有地の一部、大字野方字中坪一〇二、一〇三、一〇四から一〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字野方字柳一一七の二の一部、一一八、一一九の二の一部、一二〇の二の一部、一二一の二の一部、一二二の二の一部、一二三の二の一部、一二三の二の一部、一二四の二の一部</p>
<p>大字野方字茅戸</p> <p>大字野方字茅戸のうち四五の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四四、四五の一、四五の二、四七、五一の三、五二の二、六〇の二、六一の二及び六二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	

<p>一部、一二四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一九の一、一二〇の一、一二三の一、一二四の二及び一二四の三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字野方 字北ヶ坪</p> <p>大字野方字北ヶ坪のうち一二六の一の一部、一二七の一の一部、一二八の一の一部、一三〇の一の一部、一三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字方地下田一〇四九の二の一部並びに一〇四九の一及び一〇四九の二と一体をなす国有地の一部、大字野方字柳一一九の一の一部、一一九の二の一部、一二〇の一の一部、一二〇の二、一二二の一の一部、一二二の二、一二三の一の一部、一二三の二の一部、一二四の一、一二四の四の一部、一二四の六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字野方字五久一一三九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字野方字五久</p> <p>大字野方字五久のうち一四〇の一部、一四一の一の一部、一四二の二、一四二の一の一部、一四二の二、一四五の一の一部、一四六の一の一部、一四六の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一一三九と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字野方字柳一一七の二の一部、一一九の一の一部、一一九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七の二と一体をなす国有地の一部並びに大字野方字北ヶ坪一二六の一の一部、一二七の一の一部、一二八の一の一部、一三〇の一の一部、一三一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一二六の一と一体をなす国有地の一部</p>
---	---	--

<p>大字野方字北田</p> <p>部</p>	<p>大字野方字北田の全域並びに大字藤津字深田二二五、二一六、二一七の一、二二七の二から二二七の四までの一部、二二八の四の一部、二二四から二二八まで、二二九の一の一部、二二九の二の一部、二三〇の一部、二四〇の一部、二四一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二四の二、二二四の五、二二四の七、二二五、二二六、二一七の一、二一八の一及び二二八の四と一体をなす国有地</p>	<p>大字野方 字森本谷</p> <p>大字野方字森本谷のうち三八四の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字藤津字小山田六四の一部、七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字藤津字神畑七三の一の一部、七三の二の一部、七四の一部、七七の一部、七八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字野方字仙津</p> <p>大字野方字仙津のうち六四三の七以外の区域</p>	<p>大字藤津字細首</p> <p>大字藤津字細首のうち一七及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字藤津 字小山田</p> <p>大字藤津字小山田のうち六四四の一部、六九の二、七一の一部、七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五七及び六九と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字野方字仙津六四三の七、大字藤津字細首一七及びこれと一体をなす国有地並びに大字藤津字神畑七三の一の一部及び</p>
-------------------------	--	--	--	--	---

<p>大字藤津字神畑</p>	<p>七四の一部</p>
<p>大字藤津字長溝</p>	<p>大字野方字森本谷三八四の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字藤津字神畑七八の一部、七九の一部、八〇、八一の一から八一の三まで、八二の一部、八三の一部、八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八三及び八四の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字藤津字長溝</p>	<p>大字藤津字長溝のうち八八の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八九及び九〇と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字藤津字小山田六九の一部及びこれと一体をなす国有地並びに五七及び六九と一体をなす国有地の一部並びに大字藤津字神畑七四の一部、七五、七六、七七から七九までの一部、八二の一部、八三の一部、八四の一、八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八三及び八四の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字藤津 字大内挾</p>	<p>大字藤津字大内挾の全域、大字藤津字神畑八三の一部、八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八三と一体をなす国有地の一部、大字藤津字長溝八八の一の一部、八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八九及び九〇と一体をなす国有地の一部、大字藤津字深田二二一の一の一部、二二二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字藤津字重六三二二の二の一部、三三二の二、三二五の一の一部、三三五の二、三二六の一の一部、三二六の二、三二七の一の一部、三二七の二、三二八の一の一部</p>
<p>大字藤津字深田</p>	<p>三二八の二、三三一の二の一部、三三一の二、三三一の三、三三二の二の一部、三三二の三、三三三の二の一部、三三三の三、三三七の二の一部、三三七の四、三三八の一から三三八の三までの一部、三四〇の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字藤津 字巻り塚</p>	<p>大字藤津字深田のうち二二五、二二六、二二七の二、二二七の二から二二七の四までの一部、二二八の四の一部、二二〇の二の一部、二二二の二の一部、二二二の二、二二二の二の一部、二二四から二二八まで、二二九の二の一部、二二九の二の一部、二三〇から二三二までの一部、二三四の二の一部、二三五の二、二三五の二の一部、二三六の二、二三七の二、二三八の二、二四〇の二、二四一の二、二四一の二の一部、二四一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに二四四の二、二四四の五、二四四の七、二四五、二四六、二四七の二、二四八の二及び二四八の四と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字藤津字八津</p>	<p>大字藤津字巻り塚のうち二四八の一、二四九の一、二五〇の二、二五〇の三、二五四の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>大字藤津字八津のうち二八六の一、二八七の一、二九三の一、二九四の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>



七の三まで、字ユイタ屋邸八一八の一、八一八の二、八一九、字中谷尻八五〇の一、字同道原道上エ八七七、字小糠子家古林八七八の一、字川子石二六六六、二六六七、字小糠子家二六六八の一、二六六八の二、二六六八の五から二六六八の一三まで、字山根林二六六九、二六七〇、字山根林井手下タ二六七三、二六七四、字上ミ山根二七六四の二、二七六四の三、二七六五、花口字花口東山一九九五の一四九、一九九五の一六四、上萩山字榎木山二の一、字明谷山九一の一八、九一の一九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めぬ。

(2) 主伐として伐採することができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第千十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(

昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字尾見字淵ノ上三九六の二、四〇五の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

鉄道用地及び道路用地とするため

鳥取県告示第千十九号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十四条第一項の規定に基づき、次の生産事業者の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	生産事業者の名称	生産事業者の住所	生産事業の内容	事業所の名称	事業所の所在地
二十八	河中清春	東伯郡三朝町 穴鴨四七九	穂の採取並びに幼 苗及び幼苗以外の 苗木の育成	河中清春 苗畑	東伯郡三朝町穴鴨



鳥取県告示第千二十号

特用樹母樹林を指定したので、次のとおり告示する。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指定 番号	指定年月日	樹種	所在場所	本数	面積	所有者等の住 所及び氏名
五十四 — 一十一月二十日	昭和五十四年 十一月二十日	クヌギ	日野郡日南町神戸 上字官林三三二六	三五一本	一・〇一 ヘクタール	日野郡日南町神 戸上二五三九 福田 哲朗

鳥取県告示第千二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県土木部砂防利水課及び各管轄土木出張所において一般の縦覧に供する。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 名称

下高野地区急傾斜地崩壊危険区域

二 区域

八頭郡若桜町大字高野字下モ土居六一四番地の一部、六一四番地次一の一部、六一五番地一、六一五番地二及び六一六番地、字赤岩六一七番地、六一七番地次一、六一八番地一、六一八番地二及び六一九番地並びに字初谷山七二八番地の一部、七二九番地の一部及び七三〇番地二の一部並びにこれらと一体をなす国有地

二 名称

瀬戸地区急傾斜地崩壊危険区域

二 区域

東伯郡大栄町大字瀬戸字加賀ノ前三二八番地二、三二八番地一、三二九番地、三三一番地、三三二番地、三三三番地、三三四番地、三三五番地、三三七番地、三三六番地、三三八番地、三四一番地、三四〇番地及び三三九番地、字宮ノ下三七六番地、三七七番地、三七八番地五、三七八番地七、三七八番地二、三七八番地三、三七八番地四、三七八番地六、三八〇番地、三七九番地二、三七九番地一、三八二番地四、三八二番地五、三八三番地及び三八三番地一、字神納地七七八番地、七七七番地、七七六番地、七七五番地一、七七五番地二、七七五番地、七七四番地、七七三番地及び七七五番地第一、字城山三四四番地、三四五番地、三四六番地、三四三番地、三四二番地、三二七番地、三四八番地、三四九番地、三五〇番地、三五一番地、三五二番地、三五三番地、三五四番地一、三五四番地二、三五五番地、三五八番地二、三五八番地一の一部及び三五九番地一の一部並びに字カノジ山三六四番地、三六三番地、三六五番地、三六六番地、三六八番地、三六九番地、三七〇番地、三七二番地、三七三番地、三七四番地及び三七五

番地並びにこれらと一体をなす国有地

三) 名称

大鳥居地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

東伯郡関金町大字大鳥居字八王子三番地一、三番地四、四番地一の一部、四番地一〇、四番地一一、四番地一二、四番地一三、五番地、六番地一、六番地二、六番地三、七番地一、八番地、九番地、一〇番地一、一二番地一の一部及び一三番地並びに字南側七二番地、七二番地、七二四番地、七二五番地一、七二五番地三、七二二番地一、七二二番地二の一部、七二二番地三の一部及び七二二番地四並びにこれらと一体をなす国有地

四) 名称

上別所地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

東伯郡赤碓町大字別所字北垣ノ上三九一番地の一部、三九二番地、三九三番地、三九四番地二の一部、三九五番地の一部、三九六番地、三九七番地の一部、三九八番地及び三九〇番地一、字北垣四四四番地、四四四番地一、四四四番地二、四四二番地次一、四四二番地、四四一番地、四四〇番地、四三七番地次一、四三七番地及び四三六番地、字荒神ノ前四三五番地、四三一番地、四三〇番地、四二九番地、四二九番地一、四二八番地及び四二七番地二、字越替リ三九九番地、字一本松六四六番地の一部、六四七番地、六四八番地、六四九番地二の一部、六四九番地の一部、六四九番地六、六四九番地五、六四九番地八、六四九番地七の一部及び六四九番地四の一部、字屋敷四二二番地次一、

四二二番地、四二二番地二、四二二番地、四二二番地次一、四二一番地三、四一七番地次一、四一七番地一、四一八番地、四一四番地及び四一七番地二、字宮ノ向六九〇番地の一部、字堂ノ向四一三番地、四一三番地一の一部及び四一二番地三並びに字向ノ尾六八三番地の一部、六八四番地二、六八四番地一の一部、六八六番地一の一部、六八六番地三の一部、六八六番地二、六八五番地一、六八九番地二の一部、六八九番地一の一部及び六八六番地四の一部並びにこれらと一体をなす国有地

五) 名称

大塚地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

西伯郡名和町大字大塚字屋敷一〇五六番地五及び一〇五七番地二並びに字上ノ屋敷一〇六五番地四、一〇六五番地六、一〇六八番地一、一〇六八番地二、一〇六七番地、一〇六六番地一、一〇八八番地、一〇六九番地、一〇七〇番地四、一〇七一番地、一〇七二番地三、一〇七二番地二、一〇七三番地及び一〇七四番地並びにこれらと一体をなす国有地

六) 名称

諏訪地区急傾斜地崩壊危険区域

(一) 区域

米子市大字諏訪字下樋ノ口五一七番地、五一六番地二、五一六番地一、五一五番地、五一四番地、五一三番地、五二六番地二、五二五番地四、五二八番地一、五二九番地一、五三〇番地二、五三三番地、五二七番地、五三五番地、五三四番地、五三七番地、五三六番地及び五

四三番地一並びにこれらと一体をなす国有地

鳥取県告示第千二十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正し、昭和五十四年十二月六日から施行する。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社扶桑相互銀行の項中

鳥取南支店		鳥取南支店	
鳥取市扇町		鳥取市扇町	
鳥取東支店		岩美郡国府町大字宮下	

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 頭

- 一 日時 昭和五十四年十一月二十八日(水) 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題

- 1 昭和五十四年度末公立学校教職員人事異動方針について
- 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第五十一号

風俗営業等取締法(昭和二十三年法律第百二十二号)第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行うので同条第二項の規定によ

り告示する。

昭和五十四年十一月二十日

鳥取県公安委員会委員長 小 泉 順 三

一 聴聞の期日及び場所

昭和五十四年十二月六日 午前十一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会  
員室（県庁本庁舎七階）

二 聴聞当事者の住所及び氏名

鳥取市行徳い二六五番地の三 金本芳子こと 朴 慶 粉

鳥取市弥生町二六五番地

有限会社クラブワゴン 代表取締役 荒川 美恵子

米子市東福原一、一一〇番地の三 小寺 節子

米子市石州府四四八番地 野坂 次雄

米子市米原六六五番地の五 川本 俊輔

島根県松江市東朝日町八三番地の一五はなやビル内

株式会社ナンヨー米子 代表取締役社長 田口 高志

広島県広島市横川町大字二丁目3番二二号ハリウッドビル三階

広島東亜観光株式会社 代表取締役社長 入江 一成

米子市岩倉町二四番地 橋本 豊

公 告

昭和54年10月24日から同月26日までの間に実施した農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和54年11月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 農業改良普及員資格試験の合格者

古川 容子	島田 義明	頼田 光正	北村 鋼	古井 聡
田中ひとみ	松永 里美	大原 晋	為近 正義	手島千津夫
加藤 隆弘	森安 保	小谷 弘明	津村 明福	中 正吾
久野 壮	井崎 敏彦	石原 正俊	大島 孝	市 敏之
石田 達也	成 隆光	山本 幹博	池田 芳治	宮本 卓行
岡村 雅夫	長谷川 敏	加藤 雅敏	岡田 英博	田口 友朗
米倉 徹	三島 洋	岸田 悟	高橋 悟	深田 米治
青木 隆	上田 康司	内田 古紀	高口 正秀	神庭 靖也
徳山 英晴	野田 一臣	西原 賢	小林 勝志	篠原 篠一

2 生活改良普及員資格試験の合格者

河崎 倫子	湯村 里美	山根恵美子	宮崎 智香	池口美佐子
紅 敦美	林 弓美子	笠見美智代	宮本千恵子	吉田富美枝
坂垣 建子	森田 政子	山本 保子	井上由記子	深田 樹子

昭和54年10月21日に実施した昭和54年度宅地建物取引主任者資格試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和54年11月20日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- |       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| A-6   | 岡田百合恵 | A-8   | 福谷 弘文 | A-9   | 吉田 啓一 |
| A-18  | 下田 雅人 | A-99  | 前嶋 昭三 | A-112 | 池上 文章 |
| A-118 | 北村 明  | A-130 | 後藤 哲哉 | A-134 | 岩見 哲雄 |
| A-144 | 森原 喜久 |       |       |       |       |
| B-1   | 尾崎 横雄 | B-5   | 米原 俊一 | B-6   | 杉原 美博 |
| B-7   | 東原 俊雄 | B-10  | 米澤 郁代 | B-41  | 小畑南八郎 |
| C-1   | 若林 登  | C-6   | 安藤 隆義 | C-7   | 今川 清  |
| C-14  | 平田 浩三 | C-20  | 江田孝次郎 | C-35  | 浜本 彰子 |
| C-52  | 舟越 亨  | C-53  | 玉垣 耕三 | C-76  | 能登 修作 |
| C-90  | 兼田 憲之 | C-100 | 井上 久雄 |       |       |